

# 年金医療課

係	分掌事務
後期高齢者医療係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 後期高齢者医療に係る被保険者証の引渡し並びに申請及び届出の受付その他被保険者の便益の増進に寄与する事務に関する事。</li> <li>(2) 後期高齢者医療に係る保険料の徴収並びに過誤納金の還付及び充当に関する事。</li> <li>(3) 後期高齢者医療に係る保険料の滞納整理に関する事。</li> <li>(4) 後期高齢者の健康診査事業に関する事。</li> </ul>
福祉医療係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 老人に対する福祉医療費の支給に関する事。</li> <li>(2) 心身障害者(児)に対する福祉医療費の支給に関する事。</li> <li>(3) 一人親家庭児及びその親に対する福祉医療費の支給に関する事。</li> <li>(4) 子育て支援医療助成事業に関する事。</li> <li>(5) 重度心身障害老人健康管理事業に関する事。</li> <li>(6) その他福祉医療に関する事。</li> <li>(7) 未熟児養育医療の給付等を行う事。</li> <li>(8) 未熟児養育医療の給付等に係る徴収金の徴収並びに過誤納金の還付及び充当に関する事。</li> <li>(9) 未熟児養育医療の給付等に係る徴収金の滞納整理に関する事。</li> </ul>
国民年金係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国民年金被保険者の資格等に関する事。</li> <li>(2) 国民年金の各種裁定請求に関する事。</li> <li>(3) 国民年金保険料の免除及び学生納付特例申請に関する事。</li> <li>(4) 福祉年金に関する事。</li> <li>(5) 特別障害給付金に関する事。</li> <li>(6) 在日外国人の高齢者及び重度障害者に係る特別給付金に関する事。</li> <li>(7) 年金生活者支援給付金に関する事。</li> <li>(8) その他国民年金に関する事。</li> </ul>



区 分	1 重度心身障害老人健康管理事業	所管係	福祉医療係
-----	------------------	-----	-------

### 制 度 の 概 要

後期高齢者医療制度の被保険者である重度心身障害老人等に対し、一部負担金に相当する額を健康管理費として給付する。(平成 19 年度までは老人保健法の医療受給者である重度心身障害老人が対象)

#### (対 象 者)

下記のいずれかに該当する人

- (1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に定める 1 級または 2 級に該当する人
- (2) 京都府家庭支援総合センター又は京都府児童相談所において、知能指数が概ね 35 以下と判定された人
- (3) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が 3 級に該当し、かつ上記(2)の施設において、知能指数が概ね 50 以下と判定された人
- (4) 上記(2)の施設において、知能指数が概ね 75 以下と判定された人

#### (所 得 制 限)

○上記対象者(1)～(3)

本 人 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 20 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと

配偶者・扶養義務者 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 21 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと

○上記対象者(4) 市民税非課税世帯

#### (財源の負担割合)

○上記対象者(1)～(3)

区 分	負担割合
府	1/2
市	1/2

○上記対象者(4) 市単独事業

### 根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱(昭和 58 年宇治市告示第 62 号)
- ◇ 重度心身障害老人健康管理事業費補助金交付要綱(昭和 58 年 4 月 5 日付第 212 号京都府福祉部長通知)

### 制 度 の 現 況

○ 重 度 障 害 者

(ア) 受 給 状 況

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
受給者数 (人)	1,737	1,697	1,684	1,661	1,637
受給件数 (件)	49,874	50,123	49,483	50,098	46,903
支 給 額 (円)	155,240,783	155,868,488	153,645,645	152,401,912	153,741,433

○療育手帳 B のみ

(ア) 受給状況

年度	30
区分	
受給者数 (人)	4
受給件数 (件)	63
支給額 (円)	218,639

区分	2 老人医療費支給事業	所管係	福祉医療係
----	-------------	-----	-------

制度の概要

65歳以上70歳未満（平成26年度に限り臨時特例措置として71歳未満の人も対象）の医療保険加入者で一定の条件に該当する人に対して、保険診療の自己負担分のうち、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金相当額（平成27年4月1日以降、一部負担金1割負担については、2割負担となる）を除いて助成する。

(対象者)

後期高齢者医療制度の被保険者を除く65歳以上70歳未満（平成26年度に限り臨時特例措置として71歳未満の人も対象）の人で下記のいずれかに該当する人

(1) 所得税が課税されない世帯の人

(2) 次のいずれかに該当する人

ア 寝たきりの人	イ 老人世帯に属する人
ウ 一人ぐらしの人	エ 市長が特に認めた人

(所得制限)

○上記対象者(2)

本人	国民年金法旧施行令第6条の4第1項の規定額を超えないこと
配偶者・扶養義務者	同 旧施行令第5条の4第2項の規定額を超えないこと

(財源の負担割合)

区分	負担割合
府	1/2
市	1/2

根拠法令等

- ◇ 老人に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱(昭和56年宇治市告示第67号)
- ◇ 老人医療助成事業費補助金交付要綱(昭和45年京都府告示第528号)

制度の現況

(ア) 受給状況

区分		年度				
		26	27	28	29	30
受給者数 A (平均)	人数(人)	5,895	5,655	5,501	4,670	3,703
	前年比	1.18	0.96	0.97	0.85	0.79
受給件数 B	件数(件)	123,212	121,550	115,457	99,352	79,562
	前年比	1.13	0.99	0.95	0.86	0.80
支給額 C	金額(円)	360,484,452	247,511,605	223,636,793	187,643,606	150,958,744
	前年比	1.07	0.69	0.90	0.84	0.80
一人当り支給額 C/A	金額(円)	61,151	43,769	40,654	40,181	40,767
	前年比	0.90	0.72	0.93	0.99	1.01
一件当り支給額 C/B	金額(円)	2,926	2,036	1,937	1,889	1,897
	前年比	0.95	0.70	0.95	0.98	1.00
受診率 B/(A×12)	%	174.18	179.12	174.90	177.29	179.05
	前年比	0.95	1.03	0.98	1.01	1.01

(イ) 医療費給付状況

区分 年度	項目	医 科		歯 科	調 剤	その他	計
		入 院	入院外				
件 数	26	1,318	67,837	15,114	30,518	8,425	123,212
	27	1,426	65,691	14,932	30,295	9,206	121,550
	28	1,347	62,015	13,765	29,049	9,281	115,457
	29	1,039	52,979	12,388	25,190	7,756	99,352
	30	762	42,193	10,104	20,381	6,122	79,562
点 数	26	75,004,237	100,802,885	20,628,929	42,687,570		239,123,621
	27	87,846,574	99,864,773	20,060,743	45,636,751		253,408,841
	28	84,702,497	94,629,597	18,234,388	42,326,608		239,893,090
	29	64,283,438	78,866,810	15,886,966	37,351,585		196,388,799
	30	47,710,493	64,132,419	13,166,170	29,952,079		154,961,161
一部負担金 (円)	26	34,524,147	87,548,303	20,463,901	39,798,492	7,556,272	189,891,115
	27	42,678,562	148,315,177	35,529,637	69,862,136	11,764,187	308,149,699
	28	40,547,346	146,150,937	34,464,738	67,130,645	11,808,817	300,102,483
	29	31,466,843	123,770,229	30,588,336	58,702,530	9,362,783	253,890,721
	30	23,470,634	100,221,648	25,510,530	45,480,895	6,523,900	201,207,607
給付額 (円)	26	41,935,143	182,135,670	39,423,208	79,176,799	17,813,632	360,484,452
	27	34,568,940	119,887,655	23,338,312	51,060,712	18,655,986	247,511,605
	28	31,500,535	105,390,156	19,986,087	44,136,240	22,623,775	223,636,793
	29	23,292,172	88,100,850	17,101,385	39,858,225	19,290,974	187,643,606
	30	17,530,839	70,056,787	13,986,406	33,369,396	16,015,316	150,958,744

区 分	3 福祉医療費支給事業	所管係	福祉医療係
-----	-------------	-----	-------

制 度 の 概 要

一定の条件にある重度心身障害者及びひとり親家庭等に対し、保険診療の自己負担分について助成する。

1 障 重度心身障害者医療

( 対 象 者 )

医療保険加入者（後期高齢者医療制度の被保険者を除く）の 75 歳未満の障害者で、下記のいずれかに該当する人

- (1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に定める 1 級または 2 級に該当する人
- (2) 京都府家庭支援総合センター又は京都府児童相談所において、知能指数が概ね 35 以下と判定された人
- (3) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が 3 級に該当し、かつ、上記(2)の施設において、知能指数が概ね 50 以下と判定された人
- (4) 上記(2)の施設において、知能指数が概ね 75 以下と判定された、年度末年齢が満 16 歳以上の人

( 所 得 制 限 )

○上記対象者(1)~(3)

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| 本         | 人 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 20 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと |
| 配偶者・扶養義務者 |   | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 21 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと |

○上記対象者(4) 市民税非課税世帯

(財源の負担割合)

○上記対象者(1)~(3)

府	1/2	市	1/2
---	-----	---	-----

○上記対象者(4) 市単独事業

2 親 ひとり親家庭医療

( 対 象 者 )

医療保険加入者で満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるひとり親家庭児もしくは両親のない児童及びひとり親家庭児を扶養する親

ただし、平成 25 年 7 月 31 日までは、医療保険加入者で満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある母子家庭児もしくは両親のない児童及び母子家庭児を扶養する母

( 所 得 制 限 )

親・扶養義務者 当該年度における児童扶養手当の配偶者・扶養義務者の所得制限額を超えないこと

ただし、平成 25 年 7 月 31 日までは、平成 9 年度における児童扶養手当の配偶者・扶養義務者の所得制限額を超えないこと

(財源の負担割合)

府	1/2	市	1/2
---	-----	---	-----

根拠法令等

- ◇ 重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱(昭和 56 年宇治市告示第 40 号)
- ◇ 福祉医療助成事業費補助金交付要綱(昭和 50 年京都府告示第 294 号)

制度の現況

1 ① 重度心身障害者医療

○ 重度障害者

(ア) 受給状況

区分		年度				
		26	27	28	29	30
受給者数 A	人数(人)	1,754	1,766	1,763	1,753	1,747
	前年比	1.02	1.01	1.00	0.99	1.00
受給件数 B	件数(件)	43,943	45,881	46,229	46,237	46,615
	前年比	1.04	1.04	1.01	1.00	1.01
支給額 C	金額(円)	298,091,153	302,705,306	297,323,644	301,253,497	300,798,165
	前年比	1.01	1.02	0.98	1.01	1.00
一人当り支給額 C/A	金額(円)	169,949	171,407	168,646	171,850	172,180
	前年比	1.00	1.01	0.98	1.02	1.00
一件当り支給額 C/B	金額(円)	6,784	6,598	6,431	6,515	6,453
	前年比	0.98	0.97	0.97	1.01	0.99
受診率 B/(A×12)	%	208.78	216.50	218.51	219.80	222.36
	前年比	1.02	1.04	1.01	1.01	1.01

(イ) 医療費給付状況

区分	項目 年度	医科		歯科	調剤	その他	計
		入院	入院外				
件数	26	1,996	23,100	4,602	12,411	1,834	43,943
	27	2,136	23,862	4,753	13,087	2,043	45,881
	28	2,110	23,706	4,885	13,376	2,152	46,229
	29	2,151	23,379	5,075	13,433	2,199	46,237
	30	2,083	23,499	5,115	13,811	2,107	46,615
点数	26	123,864,543	135,222,069	7,766,678	33,533,131	—	300,386,421
	27	134,979,828	133,365,716	7,487,203	38,519,775	—	314,352,522
	28	144,979,096	123,752,871	7,780,661	56,871,329	—	333,383,957
	29	153,754,626	121,876,185	7,701,205	37,205,685	—	320,537,701
	30	143,116,631	125,345,088	7,953,742	39,365,768	—	315,781,229
給付額(円)	26	77,887,342	121,699,264	19,705,068	67,488,129	11,311,350	298,091,153
	27	75,624,447	119,563,603	19,855,698	73,050,120	14,611,438	302,705,306
	28	73,653,097	113,718,864	20,694,887	72,882,455	16,374,341	297,323,644
	29	77,562,452	110,321,846	21,399,622	73,475,782	18,493,795	301,253,497
	30	75,291,708	110,651,304	22,192,092	73,978,624	18,684,437	300,798,165

○療育手帳 B のみ

(ア) 受給状況 (平成30年1月より実施)

区分		年度	
		29	30
受給者数 A	人数(人)	174	180
	前年比	—	1.03
受給件数 B	件数(件)	319	2,605
	前年比	—	8.17
支給額 C	金額(円)	1,326,238	10,607,841
	前年比	—	8.00
一人当り支給額 C/A	金額(円)	7,622	58,932
	前年比	—	7.73
一件当り支給額 C/B	金額(円)	4,157	4,072
	前年比	—	0.98
受診率 B/(A×12)	%	15.28	120.60
	前年比	—	7.89

(イ) 医療費給付状況

区分 年度		医科		歯科	調剤	その他	計
		入院	入院外				
件数	29	10	165	45	94	5	319
	30	50	1,330	378	712	135	2,605
点数	29	427,836	179,639	73,809	84,477	—	765,761
	30	2,392,385	1,531,622	564,212	725,344	—	5,213,563
給付額(円)	29	343,392	501,761	221,427	243,390	16,268	1,326,238
	30	2,299,560	4,273,520	1,692,623	1,863,296	478,842	10,607,841

## 2 ② ひとり親家庭医療

(ア) 受給状況

区分		年度				
		26	27	28	29	30
受給者数 A	人数(人)	4,351	4,288	4,184	4,081	3,999
	前年比	1.01	0.99	0.98	0.98	0.98
受給件数 B	件数(件)	47,042	47,727	46,886	46,479	46,417
	前年比	0.99	1.01	0.98	0.99	1.00
支給額 C	金額(円)	136,028,055	141,128,046	131,862,619	130,433,352	135,949,427
	前年比	0.99	1.04	0.93	0.99	1.04
一人当り支給額 C/A	金額(円)	31,263	32,912	31,516	31,961	33,996
	前年比	0.98	1.05	0.96	1.01	1.06
一件当り支給額 C/B	金額(円)	2,891	2,957	2,812	2,806	2,929
	前年比	1.00	1.02	0.95	1.00	1.04
受診率 B/(A×12)	%	90.10	92.75	93.38	94.91	96.73
	前年比	0.97	1.03	1.01	1.02	1.02

## (イ) 医療費給付状況

区分 項目 年度	医 科		歯 科	調 剤	その他	計	
	入 院	入院外					
件 数	26	280	25,964	5,943	11,697	3,158	47,042
	27	288	26,124	6,036	12,060	3,219	47,727
	28	200	24,861	6,462	12,278	3,085	46,886
	29	197	24,792	6,044	12,579	2,866	46,478
	30	252	24,460	6,153	12,749	2,803	46,417
点 数	26	10,389,059	25,049,230	7,283,116	8,892,891	—	51,614,296
	27	11,895,190	26,509,379	7,589,386	9,884,693	—	55,878,648
	28	7,201,710	23,670,809	8,611,524	9,589,453	—	49,073,496
	29	8,035,945	23,605,545	7,870,863	9,808,204	—	49,320,557
	30	10,899,376	25,041,810	7,977,529	9,710,203	—	53,628,918
給付額 (円)	26	16,096,407	67,230,611	21,364,889	24,443,886	6,892,262	136,028,055
	27	15,729,752	69,784,000	21,951,664	26,285,524	7,377,106	141,128,046
	28	10,709,547	64,413,301	25,202,913	24,582,224	6,954,634	131,862,619
	29	10,259,794	64,294,003	22,905,705	26,435,153	6,538,697	130,433,352
	30	13,702,789	66,039,817	23,452,635	26,609,409	6,144,777	135,949,427

区分	4 子育て支援医療費支給事業	所管係	福祉医療係
----	----------------	-----	-------

制度の概要

宇治市内に住所を有し、出生の日から満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある乳幼児及び児童の入院と入院外の医療費について、保険診療の自己負担分のうち一部負担金を除いた額を支給する。保護者等の所得による制限はない。

(制度改正の経過)

当初	平成 5 年 10 月	入院・入院外とも満 2 歳に達する日の属する月の末日まで
改正	平成 8 年 12 月	入院のみ満 3 歳に達する日の属する月の末日まで拡大
	平成 11 年 1 月	入院・入院外とも満 3 歳に達する日の属する月の末日まで拡大
	平成 12 年 4 月	入院のみ満 4 歳に達する日の属する月の末日まで拡大
	平成 15 年 9 月	入院・入院外とも満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大 (ただし、3 歳以上の入院外は 1 カ月の自己負担分 8,000 円を超えた額を支給)
	平成 18 年 1 月	事業名称を「乳幼児医療費支給事業」から「子育て支援医療費支給事業」に改正し、市独自制度として入院外の無料化を 4 歳未満に 1 歳拡大するとともに満 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの入院は 1 カ月の自己負担分 8,000 円を超えた額を支給
	平成 19 年 9 月	府制度で 4 歳以上の入院外の 1 カ月の自己負担分を 8,000 円から 3,000 円に改正し、入院については満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで制度を拡大
	平成 24 年 9 月	府制度で入院外の 1 カ月の自己負担分 3,000 円を超えた額を支給する対象を、満 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大するとともに、市独自制度として入院外の無料化を満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大
	平成 25 年 9 月	市独自制度として入院外の無料化を満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大
	平成 26 年 9 月	市独自制度として入院外の無料化を満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大
	平成 27 年 9 月	府制度で入院外の 1 カ月の自己負担分 3,000 円を超えた額を支給する対象を、満 12 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大するとともに、入院については満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで制度を拡大
	平成 29 年 9 月	市独自制度として入院外の無料化を満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大
	令和元年 9 月	府制度で 3 歳以上の入院外の 1 カ月の自己負担分を 3,000 円から 1,500 円に改正

(財源の負担割合)

府	1/2	市	1/2
---	-----	---	-----

根拠法令等

- ◇ 宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱(平成 5 年宇治市告示第 109 号)
- ◇ 京都子育て支援医療費助成補助金交付要綱(平成 5 年京都府告示第 407 号)

制度の現況

(ア) 受給状況

区分 \ 年度	26	27	28	29	30
受給者数 A (人)	19,580	19,510	21,114	22,962	22,696
受給件数 B (件)	212,729	232,450	229,080	243,170	255,897
支給額 C (円)	403,170,708	441,772,620	444,147,413	481,952,606	517,046,123
一人当り支給額 C/A (円)	20,591	22,643	21,036	20,989	22,781
一件当り支給額 C/B (円)	1,895	1,901	1,939	1,982	2,021
受診率 B/(A×12) (%)	90.54	99.29	90.41	88.25	93.96

(イ) 医療費給付状況

区分 年度	項目	医 科		歯 科	調 剤	その他	計
		入 院	入院外				
件 数	26	1,549	43,539	1,352	18,831	2,479	67,750
	27	1,578	41,130	1,199	17,814	763	62,484
	28	1,572	38,070	1,259	19,668	1,868	62,437
	29	1,600	38,893	1,297	19,995	1,928	63,713
	30	1,645	36,723	1,294	20,087	266	60,015
点 数	26	38,871,677	46,751,498	1,558,133	8,708,031	—	95,889,339
	27	41,860,116	43,619,902	1,198,550	8,354,004	—	95,032,572
	28	62,014,256	41,097,124	1,224,683	8,933,215	—	113,269,278
	29	62,911,131	41,005,108	1,472,427	8,481,218	—	113,869,884
	30	66,241,676	39,335,913	1,449,079	8,268,014	—	115,294,682
一部負担金 (円)	26	304,400	8,695,338	369,268	—	—	9,369,006
	27	314,600	8,239,800	239,328	—	—	8,793,728
	28	313,400	7,608,610	251,710	—	—	8,173,720
	29	318,800	7,770,458	259,400	—	—	8,348,658
	30	327,920	7,335,080	258,570	—	—	7,921,570
給付額 (円)	26	54,948,769	83,274,131	2,779,954	17,412,703	9,481,730	167,897,287
	27	58,695,403	77,963,833	2,415,310	16,649,638	3,214,752	158,938,936
	28	64,506,510	73,601,681	2,363,874	17,659,208	10,584,916	168,716,189
	29	69,082,447	73,583,884	3,129,659	16,870,452	10,962,583	173,629,025
	30	73,296,410	70,919,032	3,127,638	16,515,522	1,963,600	165,822,202

前表以外の市独自制度

3歳～中学3年生の入院外にかかる医療補助

(※平成25年8月までは小学校就学前まで。平成26年8月までは小学校3年生まで。平成29年8月までは小学校6年生まで)

年度	件数	給付額(円)	備考
26	144,979	235,273,421	
27	169,966	282,833,684	
28	166,643	275,431,224	
29	179,457	308,323,581	
30	195,882	351,223,921	

区分	5 後期高齢者医療制度	所管係	後期高齢者医療係
----	-------------	-----	----------

制度の概要

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高齢者の疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行うことを目的として創設された制度である。京都府内のすべての市町村が加入する「京都府後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、保険料の決定、医療の給付などを行う。市町村は住所変更や給付申請などの届け出の窓口、被保険者証の引渡し、保険料の徴収、健康診査などを行う。

(制度加入者)

- ・ 75歳以上の人
- ・ 65歳以上で一定程度の障害があると広域連合が認定した人

(保険料)

均等割額 + 所得割額 = 後期高齢者医療保険年間保険料  
 (被保険者一人当たり)47,890円 (総所得金額等-基礎控除額(33万円))×9.39% (上限62万円)

(保険料の納め方)

年金からの特別徴収が原則だが、年金額が年額18万円未満の人や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える人は納付書や口座振替による普通徴収となる。

また、申請により特別徴収を口座振替による納付に変更することも可能。

(医療機関での負担割合)

- ・ 1割負担(一般)
- ・ 3割負担(現役並み所得者)
  - ※ 現役並み所得者とは同一世帯内に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人。ただし、収入金額の合計が383万円(520万円)未満の場合は申請により負担割合が1割となる。
  - ( )内は世帯内に後期高齢者医療の被保険者が2人以上いる場合の収入金額の合計。又は、同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人でその収入が383万円以上、かつ70歳以上75歳未満の人がいる場合は被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入額の合計。
  - ※ 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者とその世帯に属する被保険者の基礎控除(33万円)後の総所得金額等の合計が210万円以下の場合には負担割合が1割となる。

(後期高齢者医療制度で受けられる給付の種類)

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| (1) 療 養 費              | (6) 移 送 費           |
| (2) 入院時食事療養費・生活療養費(表1) | (7) 特 別 療 養 費       |
| (3) 高 額 療 養 費(表2)      | (8) 保 険 外 併 用 療 養 費 |
| (4) 高額医療・高額介護合算療養費(表3) | (9) 葬 祭 費           |
| (5) 訪 問 看 護 療 養 費      |                     |

(表1) 入院時食事療養費・生活療養費

区 分		一般病床	療養病床	
		一食当たりの食費	一食当たりの食費	一日当たりの居住費
現役並み所得者・一 般		460円(※2)	460円 (※2・4)	370円(※6)
低所得Ⅱ(区分Ⅱの認定証(※1)の提示が必要)		210円(※3)	210円(※3)	
低所得Ⅰ	区分Ⅰの認定証(※1)の提示が必要	100円	130円	
	老齢福祉年金受給者(※5)	100円	100円	0円

- ※1 限度額適用・標準負担額減額認定証。
- ※2 難病の人や平成28年3月31日において、すでに1年以上継続して精神病床に入院中で、その後も継続して何らかの病床に入院している人は、260円。
- ※3 申請月以前12カ月で認定証を持つ期間中の入院日数が90日を超え、申請し、認定された場合は160円(京都府の後期高齢者医療制度に加入する前の保険で低所得Ⅱの認定証の交付を受けた期間の入院日数も合算可)。
- ※4 医療機関の食事提供体制等により、420円の場合もあり。
- ※5 指定難病の人も含む。
- ※6 指定難病の人は0円。

(表2) 高額療養費(自己負担限度額)

区 分		自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	現役Ⅲ(課税所得690万円以上)	252,600円+1%(※1) 【140,100円】(※2)	
	現役Ⅱ(課税所得380万円以上)	167,400円+1%(※3) 【93,000円】(※2)	
	現役Ⅰ(課税所得145万円以上)	80,100円+1%(※4) 【44,400円】(※2)	
一 般		18,000円(※5)	57,600円 【44,400円】(※2)
低所得	区 分 Ⅱ	8,000円	24,600円
	区 分 Ⅰ		15,000円

- ※1 医療費が842,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。
- ※2 【】内は、後期高齢者医療制度において、前月までの11カ月の間に世帯で3カ月以上、外来+入院の支払いが自己負担限度額を超え、高額療養費の支給対象となっている場合の額。
- ※3 医療費が558,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。
- ※4 医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。
- ※5 年間(8月~翌年7月)上限額144,000円。

(表 3) 高額医療・高額介護合算療養費 (自己負担限度額)

区 分		後期高齢者医療制度+介護保険の自己負担限度額 ( 8 月 ~ 翌年 7 月 までの 年 額 )
現役並み所得者	現役Ⅲ(課税所得 690 万円以上)	212 万円
	現役Ⅱ(課税所得 380 万円以上)	141 万円
	現役Ⅰ(課税所得 145 万円以上)	67 万円
一 般		56 万円
低所得	区 分 Ⅱ	31 万円
	区 分 Ⅰ	19 万円

(保健事業)

人間ドック受診補助金

平成 22 年度から、後期高齢者医療制度被保険者を対象に健康管理・疾病予防の推進事業として、半日人間ドックに係る健診費用の 7 割相当額を補助。

京都府後期高齢者医療広域連合からの補助金がある。

健康診査費

後期高齢者医療制度被保険者の QOL (quality of life 生活の質、人生の質及び生命の質) の確保、介護予防及び生活習慣病の早期発見のために健康診査及び歯科健診を、宇治市が実施主体として、(一社) 宇治久世医師会及び宇治久世歯科医師会に委託して個別方式により実施する。健康診査費全額を補助。

京都府後期高齢者医療広域連合からの補助金がある。

根 拠 法 令 等

- ◇ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
- ◇ 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年条例第 32 号）
- ◇ 宇治市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 8 号）
- ◇ 宇治市後期高齢者医療半日人間ドック受診補助金交付規則
- ◇ 後期高齢者医療被保険者に対する宇治市健康診査実施要項
- ◇ 後期高齢者医療制度の被保険者に対する宇治市歯科健康診査実施要項

制 度 の 現 況

1) 被保険者数

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
被 保 険 者 数	21,589	22,866	24,152	25,334
(再掲) 現 役 並 み 所 得 者	1,381	1,430	1,506	1,551
(再掲) 非課税世帯の被保険者	8,604	9,262	9,880	10,466

2) 後期高齢者医療被保険者の医療給付に要した額のうち宇治市負担分（翌年度精算をした後の金額）  
(単位：円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保険療養給付費等 負 担 金	1,543,113,707	1,577,154,543	1,733,692,837	1,811,165,476

3) 保険料の収納状況

(単位：円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
特別徴収	調定額	990,282,463	1,065,928,160	1,145,797,697	1,197,584,279
	収入額	993,700,571	1,069,150,615	1,149,362,995	1,201,157,645
	収入率(%)	100.35	100.30	100.31	100.30
普通徴収	調定額	783,518,791	871,532,167	889,123,828	906,288,163
	収入額	771,387,267	859,738,330	878,314,883	895,231,077
	収入率(%)	98.45	98.65	98.78	98.78
過年度新規	調定額	2,303,683	3,468,407	4,137,299	4,907,461
	収入額	2,244,493	3,424,498	3,956,119	4,269,490
	収入率(%)	97.43	98.73	95.62	87.00
滞 納	調定額	32,808,188	34,445,677	33,789,184	35,979,646
	収入額	6,245,932	8,583,516	6,166,609	6,259,287
	収入率(%)	19.04	24.92	18.25	17.40
合 計	調定額	1,808,913,125	1,975,374,411	2,072,848,008	2,144,759,549
	収入額	1,773,578,263	1,940,896,959	2,037,800,606	2,106,917,499
	収入率(%)	98.05	98.25	98.31	98.24

4) 健診事業

人間ドック受診補助金

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診者数 (人)	231	231	377	374
総事業費 (千円)	6,903	6,916	11,194	10,991

健康診査費

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
健診受診者数 (人)	6,377	6,799	7,569	7,983
歯科健診受診者数 (人)	—	—	19	16
総事業費 (千円)	62,931	67,337	74,916	79,499

区 分	6 国民年金事業	所管係	国民年金係
-----	----------	-----	-------

制 度 の 概 要

国民年金制度は、日本国憲法第 25 条第 2 項に規定する理論に基づき、老齢・障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与している。

被 保 険 者

- ① 第 1 号被保険者 日本国内に住所のある農林漁業・自営業、学生・無職などで 20 歳以上 60 歳未満の人
  - ② 第 2 号被保険者 厚生年金保険や共済組合等に参加している人（原則として 65 歳未満）
  - ③ 第 3 号被保険者 厚生年金保険の被保険者又は共済組合の組合員の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の人
  - ④ 任意加入被保険者
    - ・日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満で、他の年金制度から老齢（退職）年金を受けられる人
    - ・日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の人
    - ・日本国民で海外に住んでいる 20 歳以上 65 歳未満の人
- ※（昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、65 歳になったとき老齢（退職）年金を受けることができない人は、65 歳以上 70 歳の間、老齢（退職）年金を受給できるまで加入できる。）

被保険者数の推移

（単位：人）

年 度	26	27	28	29	30
第 1 号被保険者	24,686	23,935	22,835	22,002	21,824
第 3 号被保険者	15,062	14,688	14,266	13,841	13,403
任 意 加 入 者	435	402	356	339	307
合 計	40,183	39,025	37,457	36,182	35,534

保 険 料

第 1 号被保険者及び任意加入被保険者は、保険料を納付しなければならない。

① 月額保険料の推移

（単位：円）

年 度	27	28	29	30	31（元）
月 額	15,590	16,260	16,490	16,340	16,410

- ② 付 加 保 険 料 月額 400 円（昭和 49 年 1 月から変更なし）  
（第 1 号被保険者及び任意加入被保険者で希望する人）
- ③ 免 除
  - ・国民年金や厚生年金、共済年金から障害年金（1 級または 2 級）を受けているときや、生活保護法による生活扶助を受けているときなどは、届出により保険料が免除される（法定免除）
  - ・保険料を納付することが著しく困難で、申請により認められた場合は、納付が免除（全額または一部）される。本人・配偶者・世帯主の所得が審査対象

- ④ 学生納付特例 本人の前年の所得が一定額以下の学生は、申請により保険料の納付が猶予される
- ⑤ 納付猶予制度 (50歳未満の人。平成37年6月まで)  
本人所得と配偶者所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予される
- ⑥ 追 納 ③④⑤で承認された期間について、10年以内であれば、別に定められた保険料額であとから納付することができる

⑦ 保険料の納付状況 (単位：月数)

年 度	26	27	28	29	30
納付対象月数	185,927	180,357	164,678	153,913	150,246
納付月数	118,291	115,391	109,451	104,512	103,769
納付率 (%)	63.6	64.0	66.5	67.9	69.1

⑧ 免除者数 (単位：人)

年 度	26	27	28	29	30
法定免除者数	1,849	1,899	1,925	1,950	1,978
申請免除者数	8,671	8,129	8,427	8,340	8,333
※(学生納付特例)	3,137	3,078	3,162	3,228	3,335
※(納付猶予)	701	635	849	912	919
合 計	10,520	10,028	10,352	10,290	10,311
免除率 (%)	42.6	41.9	45.3	46.8	47.2

※ 再掲

給 付

- ① 老齢基礎年金
- 国民年金等の加入期間(資格期間)が、10年以上ある人に65歳から支給。ただし、支給年齢の『繰り上げ』や『繰り下げ』が、一定の要件内のできる
  - 資格期間の合算
    - (1) 国民年金の保険料を納めた期間(任意加入も含む。)
    - (2) 国民年金の保険料が免除された期間
    - (3) 昭和61年4月からの第3号被保険者期間
    - (4) 昭和36年4月以降の厚生年金保険や共済組合の加入期間(昭和36年3月以前の加入期間が含まれる場合もある。)
    - (5) 厚生年金保険や共済組合の加入者の配偶者であって、国民年金に任意加入しなかった期間(昭和36年4月以降61年3月までの20歳以上60歳未満の間)
    - (6) 学生であって国民年金に任意加入しなかった期間(ただし、平成3年4月より「任意加入」から「必ず加入」に変更)
    - (7) 海外居住期間(日本国籍を有する人で、昭和36年4月以降で20歳以上60歳未満の間)

○ 年 金 額

(1) 加入可能年数の保険料を完納した場合、下記(3)の年金額が支給される

(2) 保険料を納めた期間が加入可能年数に不足する場合は、減額される

\* 年金額の計算式

$$\boxed{\text{満額の年金額}} \times \frac{\begin{array}{c} \text{厚生年金等} \quad \quad \quad \text{国民年金} \\ \text{加入月数(20~60歳)} + \text{納付月数} + \text{①} + \text{②} \end{array}}{480 \text{ 月 (40年} \times \text{12月)}}$$

① = (平成 21 年 3 月までの) 国民年金全額 国民年金 3/4 国民年金半額 国民年金 1/4  
免除月数×1/3+免除月数×1/2+免除月数×2/3+免除月数×5/6

② = (平成 21 年 4 月以降の) 国民年金全額 国民年金 3/4 国民年金半額 国民年金 1/4  
免除月数×1/2+免除月数×5/8+免除月数×3/4+免除月数×7/8

(3) 年金額の推移 (完全自動物価スライド制)

平成 27 年度	780,100 円	(月額 65,008 円)
平成 28 年度	780,100 円	(月額 65,008 円)
平成 29 年度	779,300 円	(月額 64,941 円)
平成 30 年度	779,300 円	(月額 64,941 円)
平成 31 年度 (令和元年度)	780,100 円	(月額 65,008 円)

② 障害基礎年金

○ 対 象 者

(1) 国民年金加入中や 60 歳以上 65 歳未満の日本国内居住中に病気やケガをして一定の障害が残った人

(2) 20 歳になるまでに病気やケガをして一定の障害が残った人

(3) 昭和 61 年 3 月 31 日までに障害福祉年金が支給されていた人

○ 支給要件

(1) 初診日の前日において、前々月までの保険料納付期間 (免除期間を含む。) が加入期間の 3 分の 2 以上あること (または初診日が平成 38 年 3 月 31 日までにある人は初診日の属する月の前々月から 1 年間保険料未納がないこと)

(2) 上記(2)、(3)の場合、本人の所得が一定額以上あるときは、一部又は全部が支給停止される

○ 年 金 額 (完全自動物価スライド制)

(1) 障害基礎年金の支給基本額 (2 級) は、老齢基礎年金 (満額) と同額

(2) 障害の程度が障害等級表の 1 級に該当する場合は、上記金額の 100 分の 125 に相当する額

(3) 18 歳未満の子 (障害等級が 1 級・2 級の障害状態にある子は 20 歳未満) の生計を維持しているときは、子の数に応じて加算される

子 1 人当たり加算額

(単位 : 円)

年 度	27	28	29	30	31 (元)
1 子 ・ 2 子	224,500	224,500	224,300	224,300	224,500
3 子 以 降	74,800	74,800	74,800	74,800	74,800

③ 遺族基礎年金

○ 対象者

(1) 国民年金加入中に死亡した場合、その人に生計を維持されていた18歳未満の子のある配偶者又は遺児(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は障害等級が1級・2級の障害状態にある20歳未満の子)

(2) 昭和61年3月31日までに母子・準母子福祉年金が支給されていた人

○ 支給要件

(1) 死亡した人が、死亡日の前日において障害基礎年金と同様の納付要件を満たしているか、保険料納付済期間(免除期間を含む。)が25年以上あること

(2) 上記(2)の場合、受給権者の所得が一定額以上あるとき等は支給停止される

○ 年金額(物価スライド制)

(1) 遺族基礎年金の基本額は、老齢基礎年金(満額)と同額

(2) 配偶者に支給される場合  
基本額 + 障害基礎年金の子の加算額

(3) 子に支給される場合  
子が1人のときは、基本額のみ。2人以上いるときは、2人目以降の子の加算額を加えた額を、子の数で除して得た額をそれぞれに支給

④ 寡婦年金

○ 対象者

保険料納付済期間(免除期間を含む。)が10年以上ある夫が、老齢(障害)基礎年金を受けていないで死亡し、かつ、その夫に生計を維持され婚姻関係が10年以上ある妻。ただし、妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けているときは支給されない

○ 支給期間

60歳から65歳になるまで

○ 年金額

夫が65歳から受けるはずであった老齢基礎年金額の4分の3の額

⑤ 付加年金

○ 対象者

付加保険料(任意)を納付した人

○ 年金額(老齢基礎年金に下記の金額が加算される。)

200円 × 付加保険料納付月数

⑥ 死亡一時金

○ 対象者

1号被保険者(任意含む)として保険料を3年以上納めた人が老齢基礎年金等を受けずに死亡したとき、その遺族に支給される

○ 支給額(平成6年4月1日から下記の金額)

3年以上15年未満	120,000円	15年以上20年未満	145,000円
20年以上25年未満	170,000円	25年以上30年未満	220,000円
30年以上35年未満	270,000円	35年以上	320,000円

⑦ 老 齡 年 金

○ 対 象 者

大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、生年月日に応じた国民年金の資格期間を満たしている人

○ 年 金 額

基本年金額 2,501 円 × (保険料納付月数+保険料免除月数×1/3) × 物価スライド  
(明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの人 3,752 円×月数)

- ・ 付加年金 200 円×付加保険料納付月数
- ・ 10 年から 24 年の加入で老齢年金になる人は上記式に次の額が加算

$$968 \text{ 円} \times (300 - \text{加入月数}) \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{保険料納付免除月数} \times 1/2}{\text{加 入 月 数}} \times \text{物価スライド}$$

⑧ 通算老齢年金

○ 対 象 者

大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、他の年金制度の加入期間（合算対象期間）を合算して 10 年以上の資格期間がある人又は昭和 36 年 4 月 1 日以降で他の年金制度の加入期間を合計して生年月日に応じた資格期間を満たしている人

なお、大正 15 年 4 月 2 日以降に生まれた人でも、昭和 61 年 3 月 31 日以前から厚生（共済）年金を受けているときは、国民年金通算老齢年金を受けることになる

○ 年 金 額

明治 44 年 4 月 2 日以降生まれの人

$$2,501 \text{ 円} \times (\text{保険料納付月数} + \text{保険料免除月数} \times 1/3) \times \text{物価スライド}$$

(明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの人は、3,752 円とする。)

⑨ 老 齡 福 祉 年 金

○ 対 象 者

国民年金に加入できなかった、明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの人

○ 年 金 額

(1) 全額が国の負担によって支給されているため、所得制限等があつて全額又は一部が支給停止される

(2) 支給額 (単位：円)

年 度	27	28	29	30	31 (元)
年 金 額	399,700	399,700	399,300	399,300	399,700

⑩ 年 金 の 支 払 時 期

年 金	支 払 月 日	支 払 月 分
基 礎 年 金 寡 婦 年 金 老 齡 年 金	2・4・6・8・10・12月の各月 15 日 (土・日・祝日は前日)	前月までの 2 ヶ月分
老 齡 福 祉 年 金	4・8・12月の各月 11 日 (土・日・祝日は前日)	前月までの 4 ヶ月分

根 拠 法 令 等

◇ 国民年金法（昭和 34 年 4 月 16 日法律第 141 号）

制 度 の 現 況

種別		年度				
		26	27	28	29	30
老 齡 基 礎 年 金	件数 (件)	44,896	46,459	47,752	48,758	49,527
	金額 (円)	28,953,976,400	30,322,834,960	31,253,855,605	31,966,869,466	32,537,620,801
障 害 基 礎 年 金	件数 (件)	2,799	2,880	2,940	2,964	3,016
	金額 (円)	2,396,907,400	2,491,665,500	2,540,441,275	2,555,365,500	2,601,006,925
遺 族 基 礎 年 金	件数 (件)	328	333	321	320	288
	金額 (円)	242,869,500	252,601,500	244,777,800	244,062,879	222,135,814
寡 婦 年 金	件数 (件)	18	15	11	11	8
	金額 (円)	7,925,100	6,706,600	4,881,315	4,933,538	3,154,135
(旧法年金) 老齡年金等	件数 (件)	1,650	1,433	1,252	1,094	933
	金額 (円)	597,500,900	530,073,300	462,812,990	407,624,171	305,922,207
老 齡 福 祉 年 金	件数 (件)	0	0	0	0	0
	金額 (円)	0	0	0	0	0
死亡一時金 (特別一時金 を含む)	件数 (件)	37	26	20	23	19
	金額 (円)	5,257,500	3,678,500	2,492,300	3,102,500	2,505,000
合 計	件数 (件)	49,728	51,146	52,296	53,170	53,791
	金額 (円)	32,204,436,800	33,607,560,360	34,509,261,285	35,181,958,054	35,672,344,882

区 分	7 特別障害給付金事業	所管係	国民年金係
-----	-------------	-----	-------

制 度 の 概 要

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、創設された福祉的措置制度。

○ 支給対象

- (1) 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- (2) 昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者の配偶者

であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金 1, 2 級相当の障害に該当する人。ただし 65 歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当する場合。なお障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象外。

○ 支給月額 (物価スライド)

(単位：円)

年 度	27	28	29	30	31 (元)
1 級	51,050	51,450	51,400	51,650	52,150
2 級	40,840	41,160	41,120	41,320	41,720

根 拠 法 令 等

- ◇ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 (平成 16 年 12 月 10 日法律第 166 号)

制 度 の 現 況

受給権者数

年 度	26	27	28	29	30
人 数	18	16	17	17	15

区 分	8 在日外国人重度障害者特別給付金支給事業	所管係	国民年金係
-----	-----------------------	-----	-------

制 度 の 概 要

国民年金法の国籍要件が撤廃された昭和 57 年 1 月 1 日より前から既に重度の障害者となっている在日外国人無年金者に対して、給付金を支給する。

○ 対象者

- 宇治市に住民登録をしている外国人又は外国人であった人で、次の要件を満たす人 (ただし、障害基礎年金等の受給者は除く。)
- ・ 昭和 37 年 1 月 1 日以前に生まれた人
- ・ 昭和 57 年 1 月 1 日において日本国内に外国人登録をしていた人
- ・ 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 又は精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している人でその障害にかかる初診日が昭和 56 年 12 月 31 日以前の人

○ 給付額

月額 36,000 円  
所得制限あり。生活保護受給者には支給しない。他の公的年金受給者は、差額を支給する

根 拠 法 令 等

◇ 在日外国人重度障害者特別給付金支給要綱（平成 7 年 9 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
支 給 人 数 (人)	4	5	5	5	5
金 額 (千円)	1,728	1,800	2,160	2,160	1,908

区 分

9 在日外国人高齢者特別給付金支給事業

所管係

国民年金係

制 度 の 概 要

大正 15 年 4 月 1 日以前生まれの制度的無年金となっている在日外国人高齢者に対して給付金を支給する。

- 対象者 宇治市に住民登録をしている外国人又は外国人であった人で、次の要件を満たす人
  - ・ 大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人
  - ・ 昭和 57 年 1 月 1 日において日本国内に外国人登録をしていた人
- 給付額 月額 10,000 円 所得制限あり。生活保護受給者には支給しない。他の公的年金受給者は、差額を支給する

根 拠 法 令 等

◇ 在日外国人高齢者特別給付金支給要綱（平成 11 年 8 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
支 給 人 数 (人)	9	6	6	2	2
金 額 (千円)	1,000	720	590	240	240

区 分	10 障害基礎年金裁定請求等診断書料助成事業	所管係	国民年金係
-----	------------------------	-----	-------

制 度 の 概 要

障害基礎年金（障害厚生年金、障害共済年金と併せて請求する者は除く。）の裁定請求等の際に要する医師による診断書の料金の全部又は一部を助成することにより、障害者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。＊平成 28 年度をもって終了。平成 30 年度までは経過措置。

根 拠 法 令 等

◇ 障害基礎年金裁定請求等診断書料助成支給要綱（平成 12 年 4 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
支給件数（件）	86	78	75	15	3
金額（千円）	249	221	221	45	9